

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良県南部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施する
ことについて通知がありました。

平成二十六年十月三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（四級基準点測量）
- 二 測量の地域 五條市表野町及び火打町
- 三 測量の期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年三月二十日まで